

明石市

ミシシippアカミミガメ取り締まり 大量放逐には罰則も

生態系守る条例制定へ



谷八木川で昨年5月に実施されたミシシippアカミミガメの防除調査—明石市提供

ため池などで繁殖するミシシippアカミミガメ(ミドリガメ)によって脅かされている生物の多様性を保全しようとして、明石市は「あかしの生態系を守る条

例」(仮称)を制定する。みだりに放つことを禁止し、大量放逐に対しては中止や回収の勧告・命令、従わない場合には罰則も定める内容で、今年10月施行

ではミシシippアカミミガメが多数確認さ

県内初 10月施行目指す

れ、他の種類のガメが確認されない地域もあるほど。市環境総務課は、2011年度から対策を実施。市内33カ所で生息状況を調査し、12年度には調査結果をもとに5カ所のため池で744匹を捕獲。13年度には防除調査で2019匹を捕獲し自宅で飼えなくなった145匹を引き取った。今年も職員が訪問して引き取る「カメライヤル」を5月から設け、7月7〜18日には市民センターなどに「カメラポスト」を置いて引き取り活動を強化する。

条例では、特定外来生物に指定されていない外来生物のうち、明石の生物の多様性に影響を及ぼす恐れのある種を指定。みだりに放

つことや植栽することを禁じ、事業者や市民が従わない場合には罰則(罰金)も科す。当初はミシシippアカミミガメが対象だが、今後必要があれば他の動植物も対象に入

また、市と事業者、市民のそれぞれの責務を規定。市は生態系の保護に関する施策や自然環境調査を実施。指定外来種の販売などを行う事業者は、環境への影響を回避することや、購入者への説明、市の施策への協力が求められる。市民に対しても、飼育する際の注意点を定める。

7月に市民から声を聴く「パブリックコメント」を実施。9月の定例市議会に条例案を提案し、10月施行を目指す。罰則は2015年1月からの適用を予定している。

【駒崎秀樹】